

## 地域公共交通確保維持改善事業にかかる計画（案）について

令和6年6月 日

（名称）益城町地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本町は、町内の中心部を東西に貫き熊本市へ通じる唯一の幹線公共交通であるバス路線（木山⇄桜町バスターミナル（熊本市））を軸に、路線バスのネットワークが構築されている。

住民生活においては町内の各施設とともに熊本市の総合病院・大規模な商店等が町民の日常生活の重要な役割を担う中で、路線バスは車を運転できない高齢者等を中心に生活に必要な不可欠な交通として機能している。

## 【福田地区デマンド型乗合タクシー】

本町の交通不便地域である、福田地区及び下陳地域においては、地域間バス路線である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」系統の木山産交バス停、木山上町バス停及び惣領バス停と地区とをつなぐ福田地区デマンド型乗合タクシーを運行している。

令和6年3月末時点、福田地区の高齢化率35.1%、下陳地域は51.3%であり、福田地区デマンド型乗合タクシーは、公共交通サービスを真に必要なとする移動制約者のための公共交通サービスとなっており、地域間バス系統である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」等へ接続することで、高齢者も安心した生活を送ることができる。福田地区デマンド型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

※別添資料①を参照

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

## 【福田地区デマンド型乗合タクシーの利用者数】

800人/年

※令和5年度実績：748人/年

※益城町地域公共交通計画中、「5-3. 計画目標の達成状況を測る指標」「指標1：公共交通利用者数」（P28参照）において、公共交通利用者数を算出した方法に基づき算出。

→乗合タクシーの算出方法は下記のとおり

「福田地区の65歳以上の高齢者が週1回の外出時に2%（高齢者の利用率）の人が利用することを見込む。」

$385人 \times 52日 \times 2\% \times 2回（往復） = 800人$

## (2) 事業の効果

交通不便地域である福田・下陳地域にデマンド型乗合タクシーを運行することにより、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、福田・下陳地域から、地域間バス系統である「木山⇄桜町バスターミナル（熊本市）」等の木山産交バス停、木山上町及び惣領へ接続することで、より広域的な活動が可能となり、さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

<p><b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への事業説明会やアンケートの実施（益城町、事業者）</li> <li>・広報誌やHPによる公共交通の利用周知（益城町）</li> <li>・便数の見直しや乗り場の新設等、利便性向上についての検討（益城町、事業者） （益城町地域公共交通計画 P32.34 参照）</li> </ul>
<p><b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</b></p>
<p><b>【福田地区デマンド型乗合タクシー】</b></p> <p>1. 予定している時刻表（別添資料②を参照）</p> <p><b>【福田地区 ⇒ 指定停留所 1 3 箇所】</b></p> <p>① 8:45 ② 10:00 ③ 13:00 ④ 14:00</p> <p><b>【指定停留所 1 3 箇所 ⇒ 福田地区】</b></p> <p>① 11:00 ② 12:00 ③ 15:00 ④ 16:00</p> <p>2. 運行事業者の決定経緯</p> <p>町内タクシー業者を対象に、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項に基づく企画競争実施の承認を得て平成 24 年 7 月 11 日に決定。</p> <p>3. 運行予定期間</p> <p><b>令和 6 年 10 月 1 日～</b>（日曜日、毎年 12/29～翌 1/3 及び祝日は運休）</p> <p>4. 地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等）</p> <p>町地域公共交通会議（各交通事業者が委員として参加）において協議し決定しており、各交通事業者間の調整は図られている。また、木山産交バス停～惣領バス停間の既存バス路線との競合については、指定停留所以外で途中下車不可、バス運賃以上の運賃設定により対応する。</p> <p>※指定乗降場所の町文化会館前は「木山上町」、マシキラリ（惣領交差点）が「惣領」の幹線バス停へと接続している</p> <p>5. 運行予定者</p> <p>共同運行（熊交観光タクシー 株式会社・有限会社 光洋タクシー）</p>
<p><b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b></p>
<p>①福田地区デマンド型乗合タクシー</p> <p><b>運行に係る費用総額 594 千円のうち</b>、町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p style="text-align: right;">※費用は<b>令和 5 年度実績額</b></p>
<p><b>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価</li> <li>・利用者へのヒアリング調査</li> <li>・住民アンケートの実施（他事業アンケートと合わせた形で実施予定）</li> </ul>
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和6年6月26日(第1回) 申請内容について議決 ※書面協議の結果を踏まえ記載 ※過去の開催状況については、別添資料③を参照。
19. 利用者等の意見の反映状況
・地域公共交通会議に住民・利用者の代表として町議会・区長会・社会福祉協議会・商工会に委員として参加してもらい、意見の反映を図った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 熊本県上益城郡益城町宮園 702

(所 属) 益城町役場企画財政課復興企画係

(氏 名) 山田 大貴

(電 話) (096) 286-3223

(e-mail) fukkoukikaku@town.mashiki.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等との接続 の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
熊本県 益城町	熊交観光タクシー株式会 社 有限会社 光洋タクシー	(1) 福田地区デマ ンド 型乗合タクシー		福田地区		km	294 日	889.0 回		区域	②(2)	九州産交バスの木山産 交～桜町バスセンター 運行路線等と木山上町 バス停等で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	益城町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	11,196
交通不便地域等	892

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
892	福原地域、平田地域(黒石崎含む)、上陳地域、下陳地域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通計画	2021/3/31	

(1)記載要領

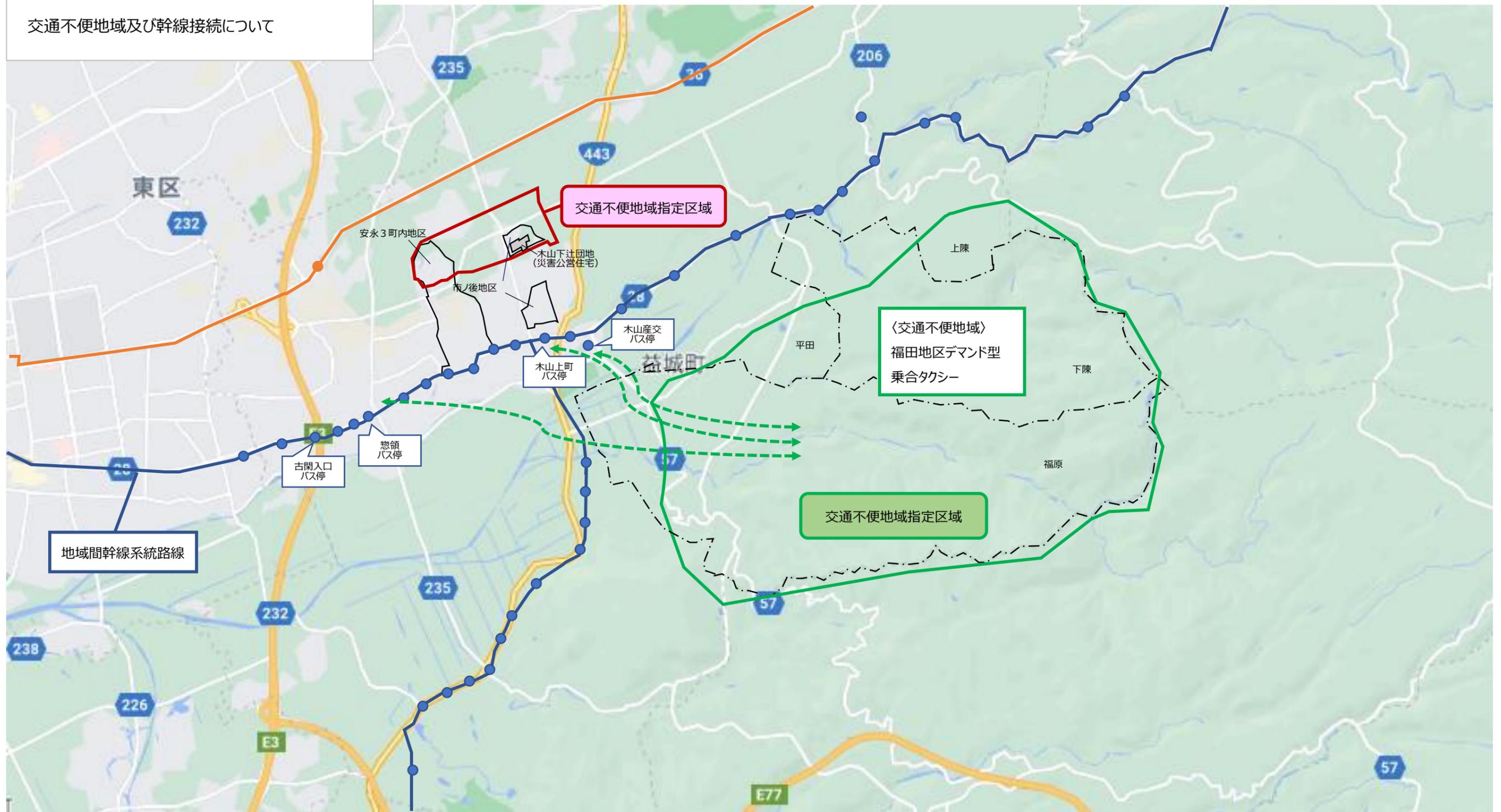
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

(益城町)

交通不便地域及び幹線接続について



# 福田地区乗合タクシー

別添資料②

※この面をぜひご自宅等の分かりやすい場所に貼り付けてご利用ください(令和5年10月時点の最新情報です)

利用方法:電話で予約→ご自宅等へお迎え

090-1513-1515

電話受付時間 : 午前6時～午後9時

行き:第1便のみ前日まで、それ以外は1時間前まで

帰り:30分前まで



- ・おひとりからでも利用できます
- ・福田の中だけでの移動(川内田から畑中)や停留所以外での乗降はできません
- ・予約の変更、取消は必ず連絡をください
- ・予約された時間にいらっしやらない場合は、やむを得ず出発する場合があります

時刻表 運行日:月曜日～土曜日(日曜祝日は運休、12月29日から1月3日は除く)

(福田→指定停留所)

便名	迎えに来て出発する時刻	予約の時間
第1便	8:45 ~ 9:00	前日まで
第2便	10:00 ~ 10:15	各時刻の 1時間前まで
第3便	13:00 ~ 13:15	
第4便	14:00 ~ 14:15	

- 木山産交
- 交流情報センターミナテラス
- JAかみましき益城支所
- 町文化会館前
- 復興まちづくりセンターにじいろ
- 益城町役場
- スーパーよかもんね駐車場
- 上安永バス停留所
- 上野添バス停留所
- ドラッグコスモス益城店
- アタックス黒潮市場益城店
- 保健福祉センターはびねす
- マシキラリ(惣領交差点)

(指定停留所→福田)

便名	停留所を出る時間	予約の時間
第1便	11:00 ~ 11:15	各時刻の 30分前まで
第2便	12:00 ~ 12:15	
第3便	15:00 ~ 15:15	
第4便	16:00 ~ 16:15	

## 利用料金

(単位:円)

出発地	指定停留所		
	①木山産交	②交流情報センターミナテラス ③JAかみましき益城支所 ④町文化会館前 ⑤復興まちづくりセンターにじいろ ⑥益城町役場 ⑦スーパーよかもんね駐車場 ⑧上安永バス停留所 ⑨上野添バス停留所 ⑩ドラッグコスモス益城店	⑪アタックス黒潮市場益城店 ⑫保健福祉センターはびねす ⑬マシキラリ(惣領交差点)
畑中、谷川、福原、南、内寺 田中、平田上、平田中、平田下 平田西、平田境、黒石崎	200	300	400
柳水、川内田、北向、下陳	300	400	500
袴野	400	500	600

## 益城町地域公共交通会議の検討経過

会議名	日時・場所	次第・議題等
令和3年度 第1回 益城町地域公共交通会議	令和3年6月15日(火) 書面協議 令和3年6月25日(金) 議決	議案 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書(案)について
令和3年度 第2回 益城町地域公共交通会議	令和3年11月18日(木) 書面協議 令和3年11月29日(月) (追加協議)12月10日(金) 議決	議案 木山・広安循環線年末年始特別ダイヤ運行について (追加協議)木山・広安循環線「子供無料(大人100円)の日」実施運賃の承認について 報告事項 工事に伴うバス停留所「商工会前」の移設について
令和3年度 第3回 益城町地域公共交通会議	令和4年1月14日(金) 書面協議 令和4年1月26日(水) 議決	議案 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
令和4年度 第1回 益城町地域公共交通会議	令和4年6月20日(月) 書面協議 令和4年6月28日(火) 議決	議案 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 木山・広安循環線 夏休み子ども定期券「Kids(キッズ)パス」の適用の承認について 木山・広安循環線「子供無料(大人100円)の日」実施運賃の承認について
令和4年度 第2回 益城町地域公共交通会議	令和4年8月19日(金)	議案 福田地区乗合タクシー運行内容変更について 津森地区乗合タクシー実証事業について
令和4年度 第3回 益城町地域公共交通会議	令和4年11月22日(火) 書面協議 令和4年11月30日(水) 議決	議案 木山・広安循環線 年末年始特別ダイヤ運行について
令和4年度 第4回 益城町地域公共交通会議	令和5年1月26日(木)	議案 福田地区乗合タクシー運行内容変更について(報告) 津森地区乗合タクシーの運行について 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価等について
令和4年度 第5回 益城町地域公共交通会議	令和5年3月17日(金) 書面協議 令和5年3月30日(木) 議決	議案 木山・広安循環線の運行経路変更について 路線バス停留所の廃止および新設、名称変更について 乗合タクシー指定停留所の廃止および新設について 令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更について

令和5年度 第1回 益城町地域公共交通会議	令和5年6月16日(金) 書面協議 令和5年6月28日(水) 議決	議案 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 木山・広安循環線 夏休み子ども定期券「Kids(キッズ)パス」の適用の承認について
令和5年度 第2回 益城町地域公共交通会議	令和5年8月10日(木) 書面協議 令和5年8月24日(木) 議決	議案 木山・広安循環線の運賃改定について 「バス・乗合タクシー無料の日」の実施について 乗合タクシー停留所の新設について 熊本市都心部における均一運賃の設定に係る共同経営計画について
令和5年度 第3回 益城町地域公共交通会議	令和5年11月15日(水)	議案 小峯木山コミュニティバスの実証事業について 木山・広安循環線 年末年始特別ダイヤ運行について 「バス・乗合タクシー無料の日」利用実績について(報告)
令和5年度 第4回 益城町地域公共交通会議	令和6年1月12日(金) 書面協議 令和6年1月24日(水) 議決	議案 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価
令和5年度 第5回 益城町地域公共交通会議	令和5年2月19日(月)	議案 木山・広安循環線の廃止について 令和6年4月以降の市街地循環バスの運行について 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更について 益城町地域公共交通会議設置要綱の改正および運賃協議分科会設置要綱の制定について

上記に記載している全ての議案は承認されています。

## 地域公共交通確保維持改善事業 《地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金》 について

地域内フィーダー系統補助とは・・・

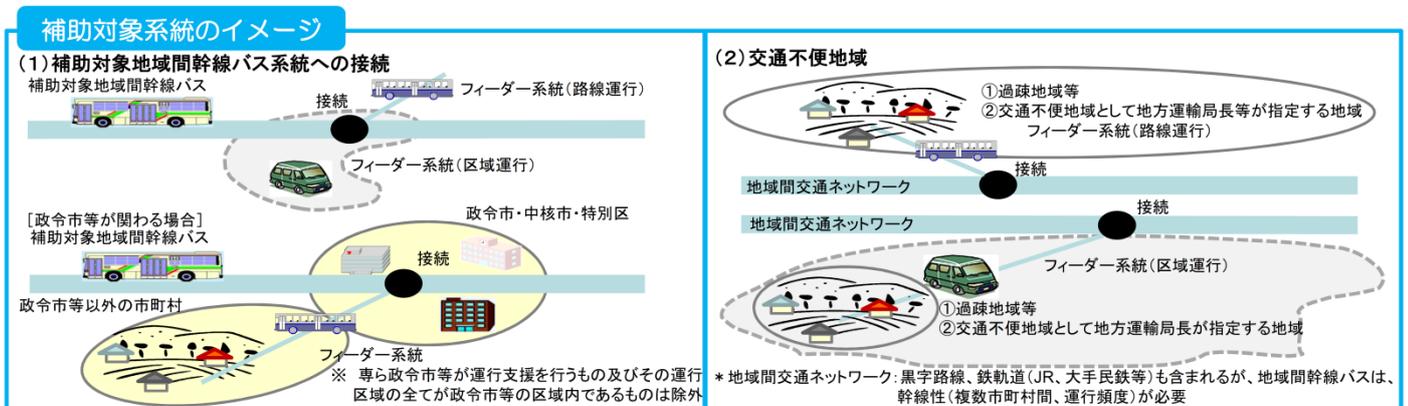
地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行についての支援。(国土交通省資料より)

益城町は、「福田地区デマンド型乗合タクシー」に対して、補助申請をしております。

また、補助の要件に、「交通不便地域の移動確保を目的とするものであること」というものがあり、現在、以下の地区が交通不便地域としての指定を受けています。

### 【交通不便地域】

福原地域、平田地域（黒石崎含む）、上陳地域、下陳地域



○令和7年度事業の事業期間：令和6年10月～令和7年9月

補助の申請には、事前に「地域公共交通確保維持改善事業にかかる地域公共交通計画」の提出が必要であり、計画の内容は、「益城町地域公共交通会議」において、承認をいただく必要があります。